

平成27年 7月2日

経営革新等支援機関として新たに38機関を認定しました

～中小企業経営力強化支援法に基づく第26回認定～

近畿経済産業局は、平成24年8月30日に施行された「中小企業経営力強化支援法」に基づき、本日、経営革新等支援機関として新たに標記のとおり認定しました。

これにより、近畿地域における経営革新等支援機関の総数は5,546機関となります。

1. 経営革新等支援機関認定制度の概要

近年、中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、中小企業支援の担い手の多様化・活性化を図るため、平成24年8月30日に「中小企業経営力強化支援法」が施行され、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う「経営革新等支援機関」を認定する制度が創設されました。

認定制度は、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や中小企業支援に係る実務経験を有する個人、法人、中小企業支援機関等を、国が「経営革新等支援機関」として認定することにより、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備するものです。

経営革新等支援機関認定制度については中小企業庁HPも御参照ください。

<<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/index.htm>>

2. 経営革新等支援機関の認定状況について

	近畿	全国
前回までの認定	5,508	23,827
今回の認定	38	146
合計	5,546	23,973

(本発表資料のお問い合わせ先)

近畿経済産業局 創業・経営支援課

担当者：阪谷、松尾

電話：06-6966-6014